

## 福山市賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、福山市賃貸住宅供給促進計画を次のとおり定める。

### 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

#### (1) 住宅確保要配慮者の範囲

法第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び同法施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）第3条第1号から第10号までに定める者とする。

また、同条第11号の規定に基づき、海外からの引揚者、新婚世帯（※1）、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBTQ（※2）などの性的マイノリティ、UIJターンによる転入者のほか、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者を住宅確保要配慮者とする。

#### (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

##### ① 公的賃貸住宅（公営住宅を含む）

福山市住生活基本計画に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、民間活力による事業手法の導入を検討し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

##### ② 法第10条第5項に規定する登録住宅

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進させるため、地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

### 2 目標を達成するために必要な事項

#### (1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

福山市住生活基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

#### (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

##### ① 登録住宅（共同居住型住宅以外）の規模に関する基準について

施行規則第11条のとおりとする。 ※25㎡

## ② 共同居住型住宅の登録住宅の規模に関する基準について

施行規則第11条ただし書及び第12条第2号口の国土交通大臣が定める基準（平成29年国土交通省告示第941号）第2条第1号のとおりとする。

## （3）住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

登録住宅を含む賃貸住宅について、適正な維持管理や計画的な維持修繕が実施されるよう、賃貸人等に対する啓発を図る。

## 3 計画期間

2023年（令和5年）10月1日から当分の間とする。

---

※1 新婚世帯…①新婚の場合は、婚姻の日後3年以内の世帯、②事実婚の場合は、事実婚の届出をした日以後3年以内の世帯、③パートナーシップ関係の場合は、パートナーシップ宣誓等を行った日後3年以内の世帯、④婚約の場合は、婚姻予定者、双方の親の証明又は結婚披露宴の案内状に記載された婚姻の日前4ヶ月以内の者

※2 LGBTQ…女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、身体と心の性が一致しないで性別に違和を感じる人（Transgender）、自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人（Questioning）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの方を表す総称のひとつ